



第 953 号 ミニかわら版

令和 7 年 9 月 15 日
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

金融庁が暗号資産の税制見直しを要望、NISA拡充も

金融庁は2026年度税制改正に向けた要望項目を取りまとめ、暗号資産(仮想通貨)に関する課税制度の抜本的な見直しを政府に求めるとしています。8月21日に日本経済新聞が報じたところによりますと、現行制度では、暗号資産の売却益などが「雑所得」として総合課税の対象となり、最大で55%の累進課税が課される仕組みとなっていますが、この高税率は、個人投資家やスタートアップ企業にとって参入障壁となり、市場の発展を妨げる要因と指摘されてきました。

これを受け、金融庁は株式や投資信託と同様に、暗号資産にも税率20%の申告分離課税を導入するよう要望しています。これにより、税負担の軽減が図られ、国内市場の健全な成長が期待されます。また、ビットコインなどの暗号資産を対象としたETF(上場投資信託)の組成を促進するための税制整備も盛り込まれており、金融商品としての位置づけを強化する方針です。

さらに、少額投資非課税制度(NISA)の対象拡充も要望に含まれており、若年層から高齢者まで幅広い世代の資産形成を支援する制度設計が検討されています。具体的には、NISAの普及を促すため若年層が利用できるよう現在18歳以上とされている、つみたて投資枠の対象年齢の見直しや、年齢層ごとに最適な資産形成を行えるように、リスクが低い商品の拡充等、対象商品の拡充などが挙げられています。

今回の金融庁の税制改正要望は、政府が掲げる「資産運用立国」の推進に向けたものであり、暗号資産を株式などと同等の金融資産として中立的に扱う必要性が共有されています。金融庁はこれまで慎重な姿勢を示してきましたが、今回は自ら税負担軽減を求める一転した異例の政策転換として注目を集めています。

金融庁は今後、税制と規制の両面から暗号資産の環境整備を進める構えであり、2026年の通常国会では関連法の改正案提出も視野に入れています。これらの動きが国内の投資環境に与える影響は大きく、今後の政府・与党の対応に注目が集まっています。

